

当面及び今後の運営方針・予定等について

平成 24 年 2 月 9 日
特区・地域活性化・規制改革小委員会
委員長 大塚耕平
事務局長 小西洋之

関係各位の総合特区への取り組みに敬意を表します。総合特区は、新成長戦略を実現し、産業の国際競争力強化及び地域活性化推進を企図する重要な政策手段であり、その提案内容を実現することは国策であります。

当小委員会は、総合特区認定を受けた関係各位の奮闘に期待するとともに、各省庁においては、総合特区の提案内容の実現のために、規制改革、税制改正、財政措置について、前向きに取り組むことを求めます。

当面の小委員会の運営方針・予定等については、下記のとおりです。

記

1. 来る 2 月 9 日（木）に開催する小委員会においては、以下の内容に対応願います。
 - (1) 内閣官房地域活性化統合事務局（以下、統合事務局）は、国際戦略総合特区、地域活性化総合特区の検討進捗状況について報告願います。
 - (2) 国際戦略総合特区の認定団体（以下、認定団体）は、①認定時における「留保条件」への対応状況、及び、②実現を強く望む規制の特例措置等に係る提案（以下、重要提案）の検討状況を報告願います（各認定団体におかれては、説明者 1 名及び補助者 1 名＜2 名以内＞で小委員会に出席願います）。
 - (3) 各省庁においては、上記（2）で示される提案が正式提示された場合には、速やかに対応の可否を検討願います（上記（2）の傍聴を希望する省庁は、先に小委員会に登録済みの規制改革窓口担当者または代理者が出席してください）。
 - (4) 規制・制度改革担当事務局（以下、担当事務局）は、過去に閣議決定済みの規制改革項目への各省庁の対応状況を報告願います。その際、所管省庁の出席・説明が必要と思われる項目がある場合には、当該省庁への出席要請をしてください。
 - (5) 規制改革案件のうち、「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」（「規制・制度改革に係る方針」平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）に関して、①統合事務局、②文科省、③外務省は、小委員会に出席のうえ、対応状況を報告願います。

(6) 復興特区の検討・申請等の動向に関して、東日本大震災復興対策本部事務局は簡単に報告願います。

2. 国際戦略総合特区に関しては、今後、認定地域等を順次視察する予定です。その際には、周辺の地域活性化総合特区も合わせて視察することもあります。最初の視察先としては、「グリーンアジア国際戦略総合特区」を想定しています。統合事務局においては、認定団体に対する調整をお願いします。

3. 次々回以降の小委員会において、総合特区及び規制改革に関する検討、認定団体及び関係省庁の取組促進をさらに加速させていく中、**規制改革**、税制改革、財政措置等について、以下の内容に十分留意して対応することを求めます。なお、小委員会は、規制改革、税制改革、財政措置等の検討状況について、必要に応じて各省庁から資料提出を求め、ヒアリングを行います。

(1) 規制改革

規制改革は、総合特区の提案内容を実現するために極めて重要なポイントである。各省庁は、国と地方の協議等において、規制改革を議論する際には、総合特別区域基本方針（注）を踏まえ、提案自治体（以下、自治体）の立場を理解し、提案内容が速やかに実現できるように規制改革に前向きに取り組むことを前提として協議を行うこと。具体的な留意事項は下記のとおり。

- ① 各省庁は規制改革を行う場合には速やかに実施することを旨とし、自治体に対して実施時期（法律、政省令等の改正実現時期）を明示し、その根拠を詳細に説明すること。
- ② 各省庁は、自治体が希望する規制改革に応じられない場合には、原則として下記の2つのどちらかの対応を行うこととし、内容について自治体の合意を得ること。また、自治体に対して、その実施時期、根拠を詳細に説明すること。
 - (i) 条件付きで規制改革を行う（条件提示は各省庁から行う）。
 - (ii) 自治体要望に近い代替案を省庁側から提案し、自治体に対して、代替案の内容を詳細に説明する。
- ③ 各省庁は、自治体が希望する規制改革を行わず、かつ、上記の条件付けや代替案の提案も行わない場合は、その理由を自治体の理解が得られるまで説明すること。自治体の理解が得られない場合は、規制改革の検討を続けるとともに、状況等を小委員会で説明すること。
- ④ 自治体が目指す事業と当該事業に関連する規制改革要望の内容等について、自治体側の誤解等がある場合には、各省庁は、当該事業と規制改革の内容について検討し、自

治体の提案が実現できるように最大限サポートすること。

- ⑤ 現行法令においても自治体の提案内容が実現できる場合には、各省庁は、その根拠となる法令解釈の詳細等を自治体に対して丁寧に説明すること。その際、「実現可能な部分は提案内容の一部にとどまってしまった」というような誤解が生じないように努めること。

なお、全国ベースの規制改革を並行して推進していくことも、もう一つの重要なポイントである。規制を所管する各省庁は、国民の意見を踏まえて最短の期間で規制改革を検討することを旨とするとともに、政府内において規制改革を議論する際には、内閣府 規制・制度改革担当事務局に対し規制の根拠法令に関する解釈、当該規制の必要性に関する数値データ等に加え、改革を推進すべき必要性とそれに対する各省庁の主張等の各種論点を整理した資料を必ず、速やかかつ議論のために十分な時間的余裕を持って提出すること。また、各省庁は、改革の実施に伴う問題が生じる場合には、担保措置についても検討を行い、その結果を提出すること。

加えて、東日本大震災復興特別区域法基本方針にある「その根拠をできるだけ詳細に記載した資料の国会提出」の趣旨を踏まえ、この度の第三クールの重点項目（新規及びフォローアップ）においては、規制・制度改革担当事務局において各項目ごとの結論に至る根拠の詳細（法令解釈及びデータにもとづく事実の判断理由）を記した文書を作成し小委員会に提出すること。（この文書は、総合特区の国と地方の協議においても、各省庁が作成し内閣官房 地域活性化統合事務局に確認の上、協議の終了前に小委員会に提出するものとする。）

（２）税制改正

税制改正の提案については、総合特区内における実施事業の政策的効果、税収に及ぼす影響等に関するデータ提供等の自治体の協力を前提にして、内閣官房と関係省庁が共同で要求作業を行うこと。

（３）財政措置

- ① 23年度の総合特区推進調整費（以下、調整費）については、自治体の要望、各省庁の予算の執行状況と事業実施期間が短いことを考慮し、適切に執行ができる範囲内で行うこと。
- ② 24年度以降の調整費予算は、自治体が要望する事業が確実に実施できる金額を確保し、自治体が事業を円滑に行い、総合特区の成果が上がるよう努めること。

（注）総合特別区域基本方針より抜粋

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

4 国と地方の協議会に関する基本的な事項

①国と地方の協議会の目的 より抜粋

(略)

国と地方の協会においては、関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討することが必要である。

構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図らなければならない。特に規制の特例措置に関する提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施するものとし、仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を示すことにより、説明責任を果たすものとする。

(略)

総合特区における地域の取組を突破口として、関係府省が所管する行政分野の施策が今後の経済・社会の変化に対応した産業の国際競争力強化又は地域活性化の推進に向け進化・充実していくことが期待される。

以 上